

武道振興施設のあり方検討会傍聴要領

1 傍聴の手続

- (1) 武道振興施設のあり方検討会（以下「検討会」という。）の会議の傍聴を希望する方は、会場受付で氏名及び住所を記入の上、会議の開始までに所定の場所に着席してください。
- (2) 傍聴希望者が、傍聴席の数を超えた場合は、先着順により傍聴者を決定します。

2 傍聴者の遵守事項

次の事項に違反した場合は、傍聴を認めない場合があります。

- (1) 傍聴者は、静粛に傍聴してください。発言をしたり、拍手その他の方法により賛成又は反対の意向を表明したりしないでください。
- (2) 傍聴者は、会議の撮影、録音等を行わないでください。
- (3) 傍聴者は、上記のほか、会議に支障となる行為をしないでください。
- (4) その他、検討会会長の指示に従ってください。

3 取材者の特例

取材目的（新聞、テレビ等の媒体を使用して、広く県民等に会議の内容を知らしめる目的のものに限る。）での傍聴については、2の（2）の規定にかかわらず、1の（1）の手続の際その旨申し出た上で、所定の場所において、撮影等を行うことができるものとします。